

平成28年度
大阪労働局における重点対策
事項に係る取組状況

資料目次

- (1) 雇用環境・均等の分野…………… (1～ 8頁)
- (2) 労働基準の分野…………… (9～22頁)
- (3) 職業安定の分野…………… (23～29頁)
- (4) 需給調整事業の分野…………… (30～31頁)
- (5) 労働保険適用徴収の分野…………… (32頁)

大阪働き方改革推進会議の取組

誰もが意欲と能力に応じて働くことができる「全員参加型社会」の実現に向け、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善など、働き方を見直すことが求められている。

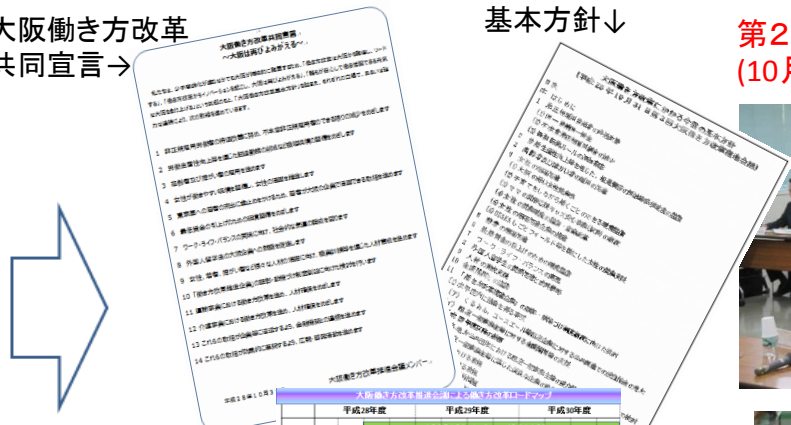
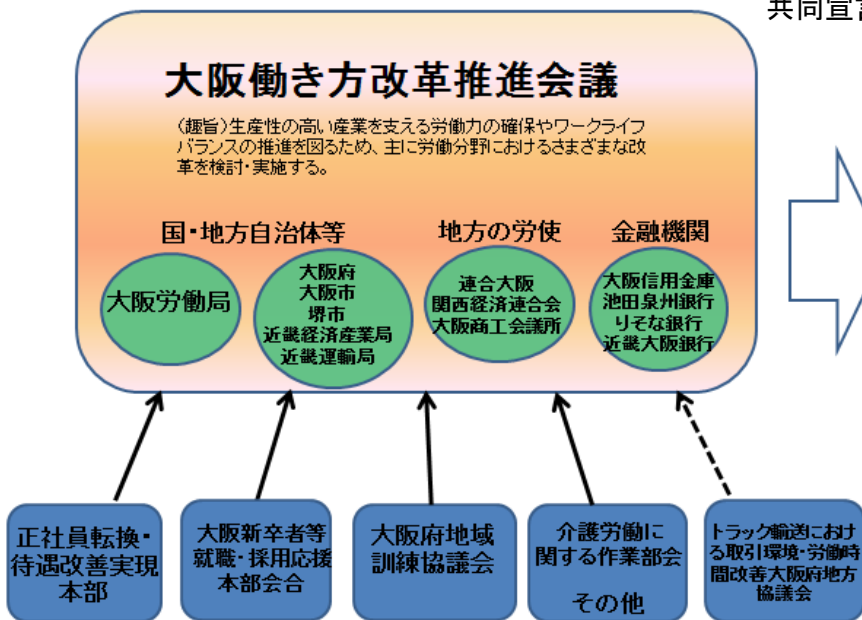
働き方改革の諸課題については、地方創生やワーク・ライフ・バランスの実現、雇用管理改善等による労働生産性向上の視点も踏まえながら、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合い、コンセンサスを形成し取組むことが重要である。

こうしたことから、大阪地域における労働施策の重要課題について、地域の関係者と幅広く情報共有、意見交換等を行う「大阪働き方改革推進会議」を開催している。

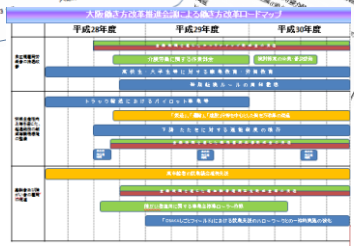
大阪働き方改革
共同宣言→

基本方針↓

第2回働き方改革推進会議を開催
(10月31日(月))



ロードマップ→



連携して改革を実施

- 具体的な取組の進め方を示すロードマップを含む基本方針を策定
- 基本方針を踏まえた大阪働き方改革共同宣言を実施

NHKやテレビ大阪で報道されました。

金融機関との包括連携協定の取組

融資等を通じ、地域の中小零細企業等と密接に関わりがある金融機関との連携は、企業の働き方改革、労働生産性向上に向けた取組促進の効果が期待される。経営者との対話を通じて、企業への積極的な働きかけが行われるよう、包括連携協定を締結し、金融機関との関わりを強化。

金融機関との協定や、金融機関に対する勉強会の実施は全国初の試み

働き方にかかる包括連携協定を締結

- 大阪信用金庫（平成28年8月2日）
 - 池田泉州銀行（平成28年10月21日）
 - りそな銀行（平成28年10月25日）
 - 近畿大阪銀行（平成28年10月25日）
- 連携を希望する金融機関と「働き方改革」にかかる包括連携協定を随時、締結していきます。

～協定による具体的な取組み～

金融機関の広告媒体を活用した労働施策の周知・広報

広報用モニターを活用



金融機関の

- ・店舗設置の広報モニター
- ・広報紙
- ・ネット会員への発信

などあらゆる広報媒体を活用して、労働施策の周知・広報に努めている。

広報紙による広報



大阪信用金庫との締結式



池田泉州銀行との締結式

NHKで報道されました。

渉外担当者を対象とした『働き方改革・助成金等勉強会』の開催

助成金制度その他の国の施策・方針を理解した金融機関の職員がその見識を活用して適時適切なアドバイスを中小企業事業主に行えるようになるため、「働き方改革・助成金等勉強会」を開催。

勉強会では、助成金制度のほか、事業主に必要な労働関係法令についても説明を行っており、今後も順次開催予定。



大阪労働局働き方改革推進本部の取組

リーディングカンパニーへの直接要請

企業トップの発意による働き方改革の推進を啓発するために、地域における他の企業等への影響力が特に大きいリーディングカンパニーに対し、局幹部が働き方改革の推進について直接要請。

特に9月からは、各部から情報を収集したうえで、全業種を網羅した業界団体のトップ等を中心に、局一丸となり、**局長を中心に各部長が訪問・要請**を実施。合わせて働き方改革宣言の募集も行っている。

訪問の際に得た好事例は、ポータルサイトへの掲載など情報発信を行っている。

平成27年推進本部の設置以降、局長、総務部長、雇用環境・均等部長、労働基準部長、職業安定部長が、45社に対し直接要請

(平成28年10月末時点)

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を利用して、働き方改革を始めてみませんか

雇主労働者では、企業の上層が社員の働き方・休み方の改善に向けた行動を行う際に活用できる働き方・休み方改善ポータルサイト(10月30日開設)です。サイトでは、雇用環境・均等部長が作成した「働き方・休み方改善ポータルサイト」や、「企業における就業環境」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るためのツールも提供します。

就業環境や休み方が取れない企業が数多く存在し、就業のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が強く、企業負担が増加する恐れ、企業として、働き方・休み方の上乗せ、イメージの低下など、さまざまな問題が生じる可能性があります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。

1. 働き方改善ツールを提供します

2. 雇用環境による企業診断ができます

3. 診断結果に基づき対策を提案します

4. 検索内容に照準した取組を実施している企業の取組事例を紹介しています

5. 企業の取組事例を詳しく紹介します

「働き方・休み方改善ポータルサイト」<http://work-holiday.day.mhlw.go.jp>

働き方改革宣言の募集

大阪府労働局では平成27年11月10日に「大阪府労働局働き方改革推進本部」を設け、所管労働時間の削減等を行うための「働き方改革」推進のための「働き方改革宣言」を募集しています。

1. 応募資格
大阪府内で活動する企業等、地方自治体、労働組合 など
企業規模は、労働者数1人以上の企業、自営、個人事業主が対象です。

2. 応募方法
企業の「働き方改革宣言」用紙に記入の上、大阪府労働局 労働環境・均等課までお送りください。
【宛先】 〒546-0803 大阪府労働局 労働環境・均等課
【お問い合わせ先】 〒546-0807 大阪府労働局 労働環境・均等課
電話：大阪府労働局労働環境・均等課(内線) 2100
FAX: 2101
Eメール: workstyle@labo.labour.go.jp

3. ホームページへの掲載等
募集された「働き方改革宣言」のうち、他の企業に参考となるもの、事例として活用可能なもの、また、事例用紙(テンプレート)を掲載します。

働き方改革宣言

働き方を改革するため、当社はごします!

宣言

年次有給休暇の取得を推進します

上記の宣言を実行するため、以下の取組みを実施します。

具体的実施事項

- 経営トップが社内WEBで年次有給休暇取得を促すメッセージを発します。
- 毎月1回の幹部会議で部署の休暇取得実績に関する情報を共有し、取得が進まない部署の課題を踏まえ取組を行います。
- 土日や祝祭日と連続させての休暇取得を促進します。

平成28年 ●月 ●日
(企業等の名称) ●株式会社
(代表者職名) 代表取締役 ●●●●

働き方改革セミナー

○企業担当者など
約300名が参加

大阪労働局

**働き方改革
セミナー
開催決定!**

参加費 無料

2016.8.2(火) 13:15▶16:15 (開場12:30)

会場：エル・おおさか 本館2階 エルシアター
(大阪市中央区北浜東3-1-4)

プログラム

1 働き方改革に取り組みましょう!
大阪労働局労働基準部監督課

3 取組企業による事例発表
株式会社高島屋
伊藤忠商事株式会社

2 労働時間設定改善について
大阪労働局雇用環境・均等部指導課

プログラム

- 大阪の女性活躍推進企業について
～雇用環境・均等部
- 働き方改革に取り組みましょう!
～労働基準監督課
- 労働時間設定改善について
～雇用環境・均等部
- 取組企業による事例発表
(株)高島屋、伊藤忠商事(株)



伊藤忠商事株式会社
多残業体質の改善や業務効率化の通じた生産性向上の実現のため、朝方勤務へシフト。その結果、業務への集中度がアップした、女性社員への育児との両立に寄与したなどの効果があった事例を発表

株式会社高島屋
女性活躍支援と生産性向上につながるワークライフバランスの推進のため、女性だけにフォーカスすることなく、男性も含めた様々な取組を行っている事例を発表

過重労働の解消のための働き方・休み方の改善の促進 (ワークショップによる取組)

ワークショップとは

集団指導による行政からの一方的な講習等の手法ではなく、出席者が労働時間等の設定改善の取組事例を研究したりコンサルタントから助言を受けたりして問題解決方法の議論に参加できる研修会等の手法をいう。

**平成28年度中 9回開催予定
(平成28年9月末日現在 5回開催)**

※イメージとしては、体験・参加型の講習会。

ワークショップの流れ

- 1 対象事業場の選定 (1回当たり10～30事業場)
- 2 対象事業場に対する参加勧奨 (労使が一体となって参加)
- 3 ワークショップの開催
 - (1) 過重労働対策の基礎部分や働き方・休み方改善指標を説明後、2～3のグループに分かれ、長時間労働の抑制等の取組状況や問題点、今後の対策等について討議を行う。(他社の取組事例集等の資料、自主点検結果の活用)
 - (2) アクションプランシートの作成、提出 (参加1ヶ月後目途に提出)
 - (3) 改善レポートの提出 (アクションプラン作成後3カ月後目途)
- 4 改善状況の確認とフォローアップとしてのコンサルタント、好事例 取組の情報収集



労働法制セミナー

○これから就職する学生・生徒等を対象に労働法に関するセミナーを実施。



《実施状況》 平成28年9月末日現在

参加者数 739名

対前年同期比 49.7%増

《受講者の声》

- ・アルバイトをしているが労働法に関してちゃんと知らなかったので、非常に勉強になった。
- ・そろそろ就職活動を始める私にとって、とてもよい学びになった。

【ワークショッププログラム(例)】

内容	時間	担当
開会あいさつ	13:30～13:35	働き方・休み方改善コンサルタント
主催者あいさつ	13:35～13:40	指導課長
問題提起	13:40～14:25	働き方・休み方改善コンサルタント
①ワークライフ・バランス推進に向けて	(13:40～14:00)	
②「働き方・休み方改善指標」説明 ③「アクションプラン記入シート」「改善レポート」の作成について	(14:00～14:10) (14:10～14:20)	
休憩・グループ移動	14:20～14:30	
グループ討議	14:30～16:25	働き方・休み方改善コンサルタントが以下の役割を分担。 ①ファシリテータ ②副ファシリテータ ③書記
①趣旨説明 ②自己紹介 ③グループ討議 ④まとめと振り返り(各グループの発表) ⑤アンケート記入	(①～③の所要時間:105分) (16:15～16:25)	
閉会あいさつ	16:30	
	17:00	



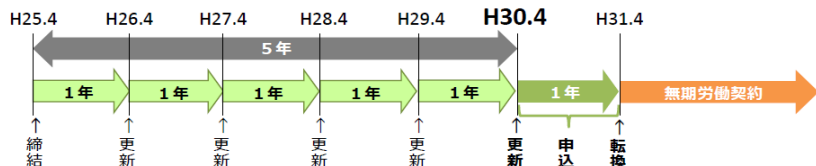
無期転換ルール

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

継続雇用の高齢者に対する無期転換ルールの特例

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業者の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者が、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。



- 第二種計画認定の申請件数：平成27年度346件、28年度197件（9月末）

【大阪労働局における取組】

- ・日常業務で事業主と接する機会を利用した無期転換ルールとキャリアアップ助成金の説明リーフレットの交付。
- ・当局主催の説明会やセミナー、各種団体の会合の場における無期転換ルールと継続雇用の高齢者の特例、キャリアアップ助成金の説明（平成28年4月以降、延べ9回実施）。

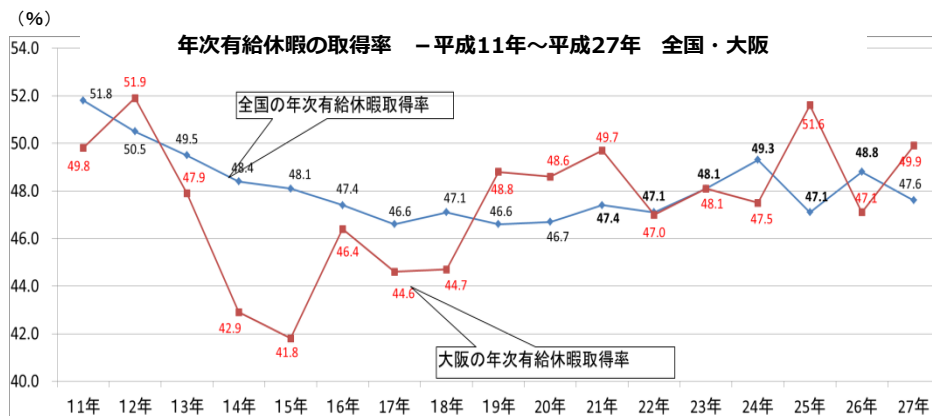
年次有給休暇の取得促進

【厚生労働省における年次有給休暇の取得促進の取組】

- ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22年6月改訂）では、2020年までに年次有給休暇の取得率を70%までに引き上げるとしており、厚生労働省では、この目標を達成すべく、年次有給休暇を取得しやすい社会的気運の醸成、年次有給休暇の計画的付与制度や「プラスワン休暇」などの促進に向けて継続して周知・広報等を行っている。

【大阪労働局における取組】

- ・夏季、10月及び年末年始の時季における労働局、管下労働基準監督署及び公共職業安定所による集中的な周知・広報
- ・「大阪働き方改革推進会議」を構成する国の機関、地方公共団体、労使団体、金融機関などに対するポスターの掲出やリーフレットの配付の協力依頼
- ・経済団体、使用者団体、行政関係団体に対するポスターの掲出やリーフレットの配付の協力依頼



女性の活躍推進

【女性活躍推進法の施行(H28. 4. 1～)】

- ・平成28年4月、女性活躍推進法が全面施行。
- ・301人以上の労働者を常時雇用する事業主は、
 - ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
 - ②行動計画の策定・届出・周知・公表
 - ③自社の女性の活躍に関する情報の公表
 を行わなければならない(300人以下は努力義務)。

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

平成28年10月末現在
1,477社 (うち300人以下 66社)
＜届出率 99.4%＞

【えるぼし認定企業数】

- ・取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができる。
- ・認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階。

平成28年10月末現在
21社
(うち300人以下 1社)
第3段階 15社
第2段階 6社
第1段階 0社



女性活躍推進法の認定マーク 「えるぼし」

【えるぼし認定企業の取組事例】

- ・女性活躍推進に取り組む専門部署を設置している。
- ・ライフイベントを踏まえた長期的な育成プログラムを実施している。
- ・残業削減、休暇取得促進など、性別を問わず全ての社員が働きやすい職場づくりを推進している。

次世代育成支援対策の推進

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

平成28年10月末現在
4,295社 (うち100人以下 769社) <届出率 97.8%>

【くるみん認定企業数】

- ・行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。
- ・さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができる。

平成28年10月末現在
144社 (うちプラチナくるみん認定企業 3社)



【くるみん認定企業の取組事例】

- ・小学校卒業までの子を養育する労働者が利用できる育児短時間勤務制度を導入している。
- ・「出産・育児に関するハンドブック」を作成し、配布している。
- ・小学校3年生以下の子を養育する労働者等が利用できる在宅勤務制度を導入している。

【公共調達における加点評価】 【税制優遇措置(くるみん税制)】

- ・各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、えるぼし認定企業、くるみん認定企業などを加点評価するよう定められている。
- ・事業所内保育施設や授乳コーナーなど「次世代育成支援に資する一定の資産」について行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、または、プラチナくるみん認定を受けると、その資産について割増償却を行うことができる。

改正育児・介護休業法等の周知のための取組

【改正育児・介護休業法等の周知】

平成28年3月、改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が成立

（法律の内容）

○介護休業等制度の改正

- ・要介護状態の判断基準の明確化、対象家族の範囲の拡大
- ・介護休業が3回まで分割して利用可能に
- ・介護の所定労働時間の短縮措置等について、3年の間で2回以上利用可能に
- ・介護のための所定外労働の免除制度を新設

○子の看護休暇・介護休暇の半日単位の利用が可能に

○育児・介護休業の期間雇用者要件の緩和

○いわゆるマタハラについての事業主の防止措置を義務化 等

【大阪局内の説明会の開催】

労働局主催説明会

平成28年11月 1日、7日、11日



※この他、地方公共団体、その他団体等が開催する事業主向けセミナー等において本法律の説明を行っている

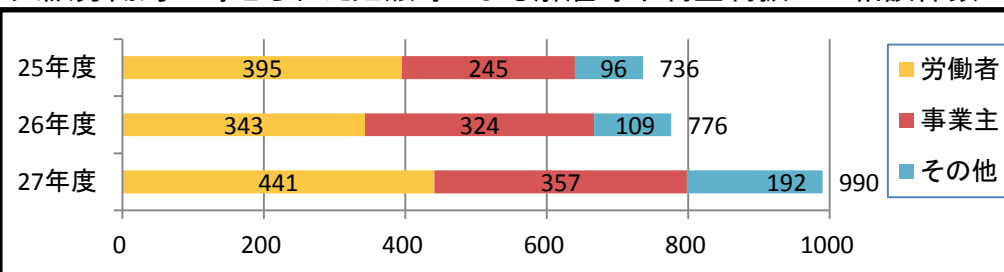
【全国マタハラ未然防止対策キャラバン】

平成28年9月から12月まで、**全国マタハラ未然防止対策キャラバン**と銘打ち、全国の労働局において、**①改正法についての説明会**の開催、**②いわゆるマタハラに関する特別相談窓口**の設置を行っている。大阪労働局でも、特別相談窓口を設置、女性労働者が多く訪れる関係機関を中心に、チラシ掲示等により周知を行い利用を促している。



【いわゆるマタハラの相談について】

大阪労働局に寄せられた妊娠等による解雇等不利益扱いの相談件数



【労働局に寄せられた相談事例】

契約を何度も更新して長く勤務していた派遣労働者Aが、妊娠して産休・育休を取得したいと申し出たところ、派遣元事業所Bから、「妊娠したので派遣先がないため、契約を更新しない。だから産休・育休は取れない」と言われた。

Aは労働局に相談、労働局は派遣元事業主Bに対して均等法・育介法に基づく報告徴収を行った。Bは「派遣労働者は妊娠したら契約を更新しない」方針だったが、法の説明を行ったところ内容を理解し、派遣労働者の育休についても法に沿って取得させる旨回答。Aの契約は更新され、Aは産休・育休を取得できた。

【労働相談の充実のための取組】

雇用環境・均等の分野

労働相談件数

平成28年度 上期	平成27年度	平成26年度	平成25年度
58,702 件	110,418 件	114,809 件	116,638 件

28年度上期の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は21,407件(36.5%)。

民事上の個別労働相談件数(左記1の内訳件数)

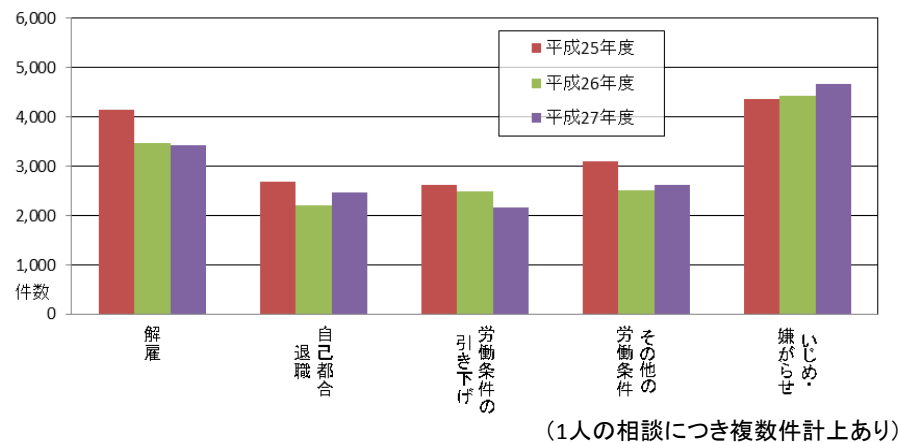
平成28年度 上期	平成27年度	平成26年度	平成25年度
10,649 件	19,183 件	19,329 件	21,364 件

28年度上期の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は1,047件(9.8%)。

男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・パートタイム労働法に係る相談状況(上記1の内訳件数)

	平成28年度 上半期
男女雇用機会均等法に係る相談	641件
うち妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	239件
育児・介護休業法に係る相談	3,170件
うち育児休業等に係る不利益取扱い	382件
パートタイム労働法に係る相談	104件

民事上の個別労働相談内容の内訳(上位5件数)



労働局長の助言・指導の運用状況(受付件数)

平成28年度 上期	平成27年度	平成26年度	平成25年度
307 件	657 件	708 件	737 件

平成28年度上期に助言・指導を実施した308件のうち、124件(40.3%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせんの運用状況(受理件数)

平成28年度 上期	平成27年度	平成26年度	平成25年度
200 件	408 件	393 件	425 件

平成28年度上期に手続きを終了したあっせん188件のうち、合意成立件数は69件(36.7%)であった。

過労死等防止対策の推進（1 / 2）

長時間労働削減の徹底に向けた 重点監督の実施

◆ 相当の時間外労働が認められる事業場等

時間外労働時間が1か月 **100時間** 超え(27年度)



時間外労働時間が1か月 **80時間** 超え(28年度)

◆ 過労死等に係る労災請求が行われた事業場で 過重労働が行われていると考えられるもの

過重労働撲滅特別対策班(かとか)等 による取組

◆ 法違反となる長時間労働、過重労働事案に最 優先で取り組む

⇒ **平成28年は2件送致(10月末現在)**

過重労働解消キャンペーン（1）

◆ 重点監督の実施

- ① **長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等**
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど**若者の「使い捨て」が疑われる企業等**

を対象に、重点監督を実施。

⇒ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検も視野に入れて対応(送検した場合、企業名等を公表)。

◆ 労使の主体的な取組の促進

10月31日(月)に、大阪労働局長から、

- **公益社団法人関西経済連合会**
- **大阪商工会議所**
- **日本労働組合総連合会**
・大阪府連合会

に対し、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組の要請を実施。



過労死等防止対策の推進（2 / 2）

過重労働解消キャンペーン（2）

◆ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介。⇒ **現在、対象企業を選定中。**

◆ セミナー等による周知・啓発

① 過労死等防止対策推進シンポジウム

- 11月11日(金) ● 定員250名
- コングレコンベンションセンター



② 過重労働解消のためのセミナー

- 9月29日(木)、10月19日(水)、11月30日(水)
- 定員各100名 ● エル・おおさか



大阪府内の企業と労働者を対象に実施。
過重労働解消・過労死防止対策等のテーマについて、広く周知・啓発。

◆ 過重労働解消相談ダイヤル

11月6日(日)に、労働基準監督官が無料で電話相談を受け付ける「**過重労働解消相談ダイヤル**」を全国主要都市で実施。

⇒ 受け付けた情報を重点監督に活用。

【過重労働解消相談ダイヤル実施結果】

相談件数	近畿	全国
今年度	144 件	11月下旬頃 発表予定
昨年度	111 件	488 件

主な相談内容（近畿）

長時間労働・過重労働	64 件	44.4 %
賃金不払い残業	60 件	41.7 %

監督指導等 (1 / 2)

◆ 監督指導件数の推移 (平成28年は1~9月)

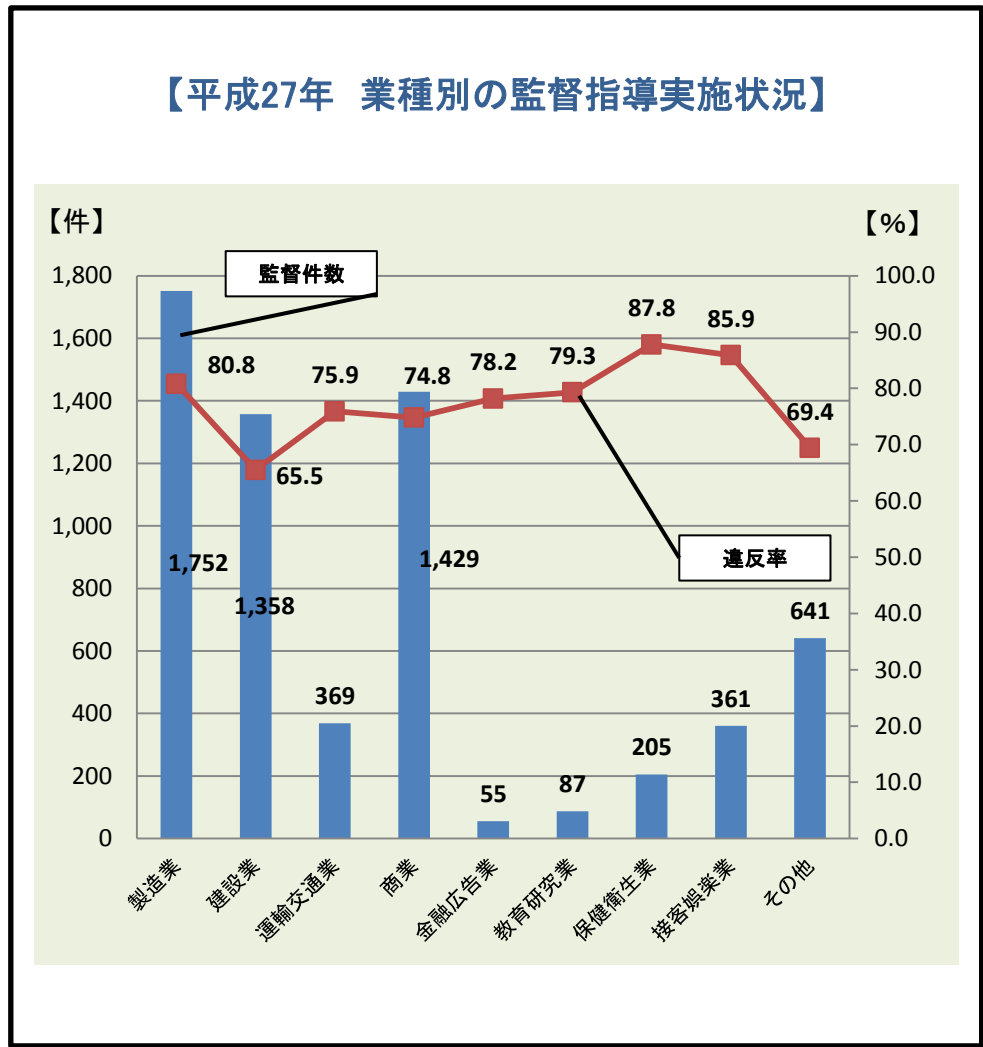
	H26年	H27年	H28年 (1~9月)
監督指導実施件数	5,999	6,257	5,023
うち違反件数	4,552	4,700	3,625
違反率	75.9%	75.1%	72.2%

● 平成28年の主な違反事項・違反率 (1~9月)

労働基準法		安全衛生法	
労働時間	29.5%	定期健康診断	8.1%
割増賃金	23.3%	作業主任者	2.3%
労働条件明示	16.3%	定期自主検査	1.5%
就業規則	12.1%	安全管理体制	0.4%

※ 労働者からの申告に基づき実施した監督(申告監督)及び是正状況を確認するために再び実施した監督(再監督)を除く

【平成27年 業種別の監督指導実施状況】



監督指導等 (2 / 2)

◆ 申告監督件数の推移

	H26年	H27年	H28年 (1~9月)
申告監督実施件数	2,311	2,205	1,005
うち違反件数	1,703	1,529	698
違反率	73.7%	69.3%	69.5%

● 平成28年の主な違反事項・違反率(1~9月)

違反事項	違反率
賃金不払	61.1%
割増賃金	26.7%
解雇の予告	11.8%

◆ 送検件数の推移

		H26年	H27年	H28年 (1~9月)
労基法等違反	定期賃金の不払	12	16	4
	解雇	0	0	2
	賃金不払残業	8	6	3
	労働時間・休日等	4	18	12
	その他	10	9	7
	計	34	49	28
安衛法違反	機械等危険防止	24	9	11
	作業主任者の選任等	5	9	1
	墜落等危険防止	7	4	8
	労災かくし	5	7	7
	就業制限	7	3	0
	その他	8	5	4
計	56	37	31	
合計		90	86	59

労働基準関係法令の周知取組

◆「初歩から学ぶ労働基準法講座」の開催

事業場における法違反を未然に防ぐことを目的に、事業主や企業の労務管理担当者等を対象として、労働基準法の初歩的な項目について説明する講座を開催。

「第1回初歩から学ぶ労働基準法講座」

- 平成28年7月7日
- 計 171人参加
- エルおおさか・南館にて開催

「第2回初歩から学ぶ労働基準法講座」

- 平成28年9月5日
- 計 430人参加
- エルおおさか・エルシアターにて開催

⇒ 多くの要望を受け、第3回を年度末に開催予定。



◆「ワンポイント！労基法シリーズ」の作成・掲示

労働基準法を広く周知するため、法令のポイントについて解説したポスターを、毎月項目ごとに作成し、労働基準監督署やハローワーク、関係機関の窓口に掲示。

外国語版(英語、ポルトガル語、中国語)も作成し、関係機関の外国人相談窓口に送付。

【労基法シリーズ】

- 6月: 交付していますか？雇入れ通知書
- 7月: 春・夏・冬休み期間に特にご留意下さい！年少者・児童の保護規定
- 8月: 確認しましょう！就業規則
- 9月: 取得していますか？年次有給休暇
- 10月: 確認しましょう！！36協定(時間外労働・休日労働協定)

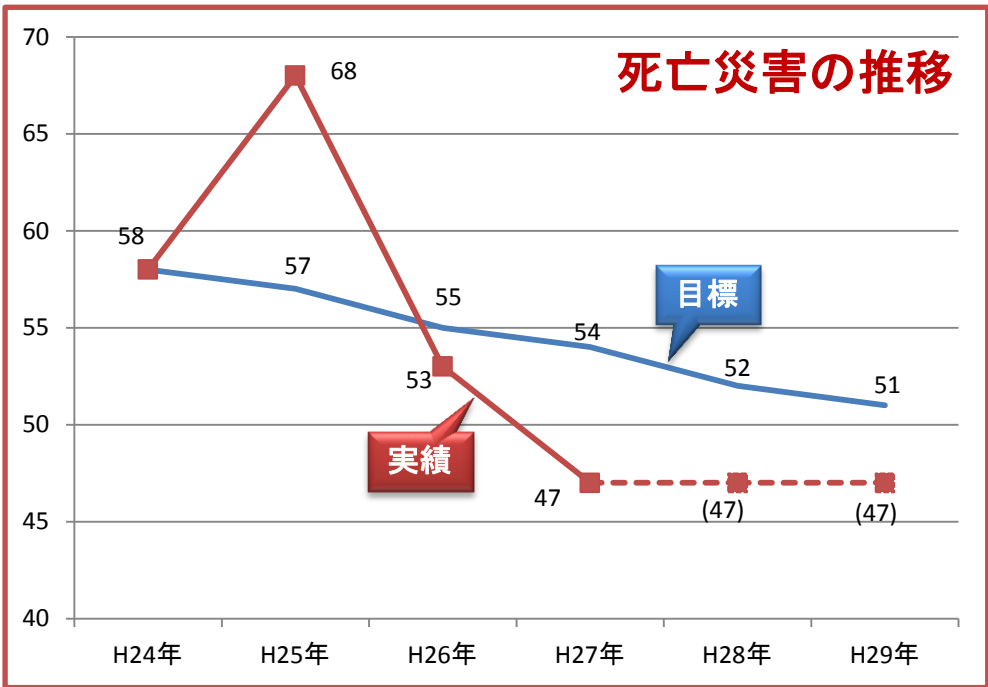
【安衛法シリーズ】

- 9月: 健康診断を実施しましょう！！



○ 大阪労働局ホームページに掲載中
 (ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働基準・労働契約関係 > 法令・制度 > ワンポイント！労基法シリーズ)

大阪労働局労働災害防止推進計画（第12次労働災害防止計画）



目標(死亡災害)

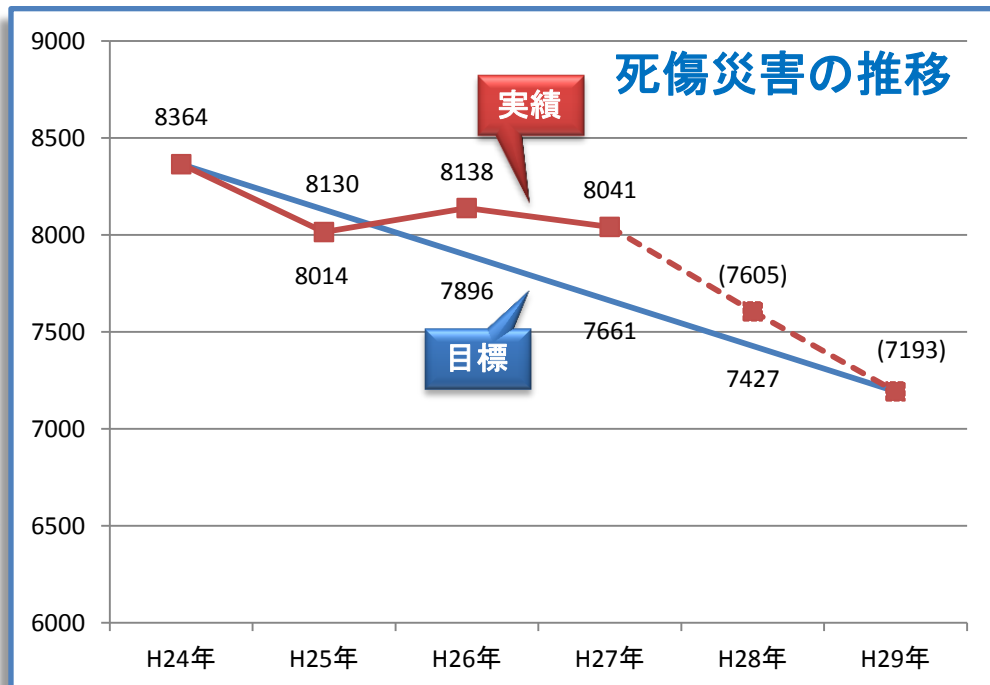
平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による**死亡者の数**を12%以上減少させること

平成27年において、最終目標である51人を下回ったため、その後は増加に転じないことを目標とする

目標(死傷災害)

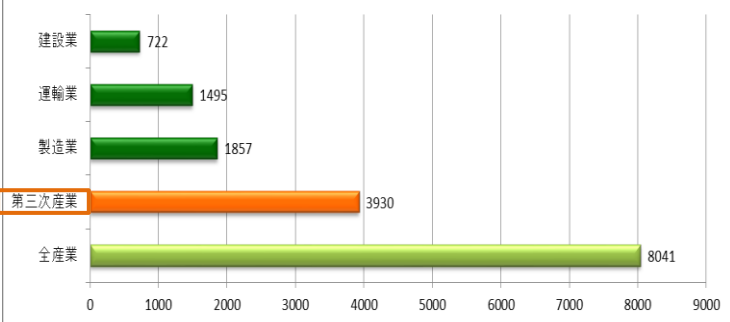
平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による**死傷者の数**を14%以上減少させること

平成27年まではほぼ横ばいであるため、今後、大幅に減少させることが必要である
(減少しない要因は「第三次産業」の増加が原因)



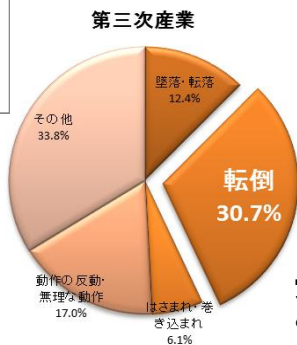
労働災害件数を減少させるための重点業種

死傷災害発生件数(平成27年業種別・大阪)

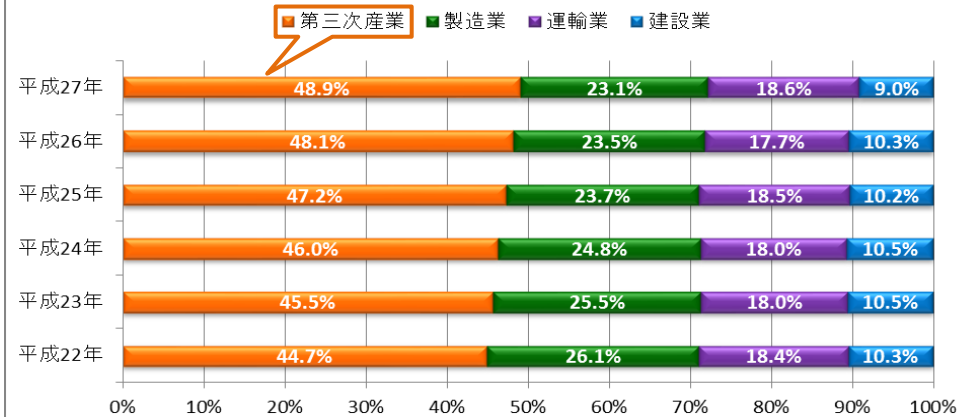


全体に占める「第三次産業」の割合は増加しており、全体の約半数を占める。

休業4日以上**死傷災害**の内、第三次産業が占める割合は、年々高くなっている。



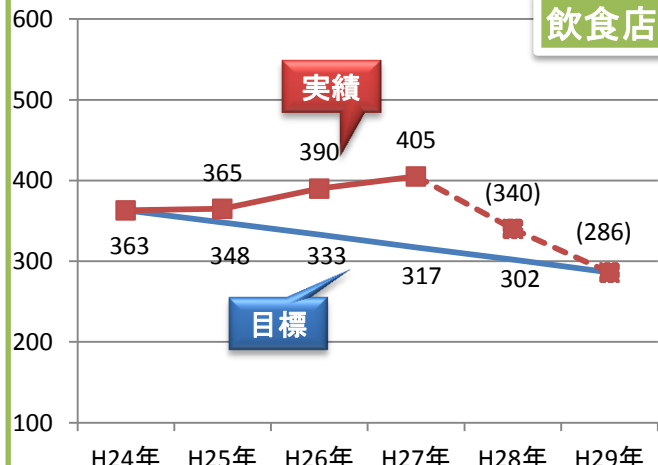
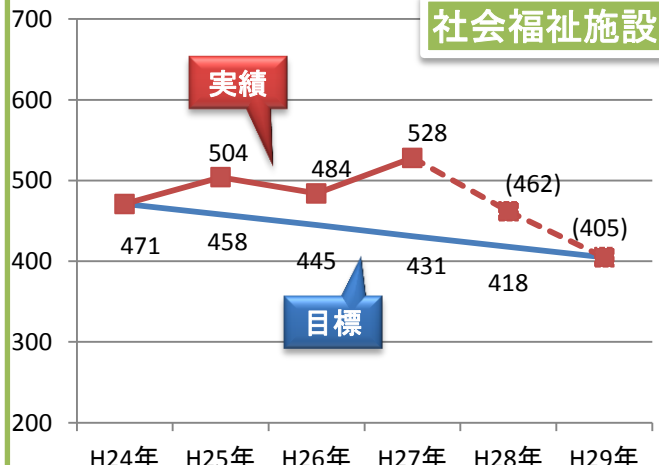
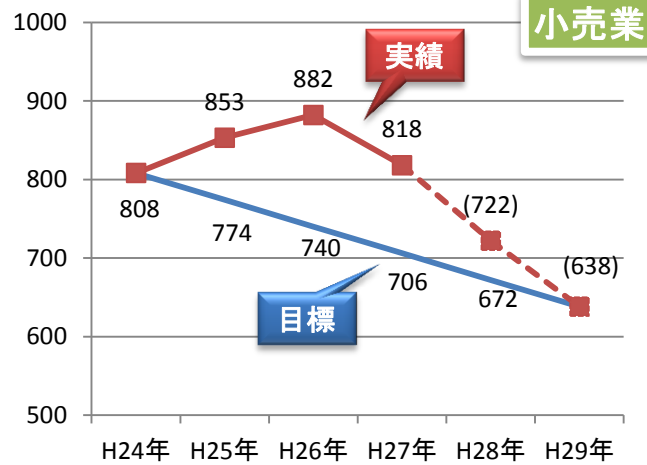
全産業に占める割合の推移(業種別・大阪)



労働災害発生件数の減少のためには、「第三次産業」の「転倒災害」を防止することが必須であり、様々な手法を用い、啓発、指導を図ることとしている。

◆ 重点対象業種

- 【小売業】
- 【社会福祉施設】
- 【飲食店】



第三次産業に対する取組（案）

◆ 第三次産業の労働災害防止に係る平成28年度下半期の取組（従前の取組に追加）

◆ 重点対象業種

- 小売業
- 社会福祉施設
- 飲食店

◆ 指導・啓発・情報提供する内容

- ① 雇入れ時教育等安全衛生教育の実施及び内容の充実
- ② 職場における安全衛生活動の活性化
- ③ 転倒災害防止
- ④ 職場における腰痛予防対策
- ⑤ 交通労働災害防止

ア 大規模商業施設に対する取組（署）

- ◆ 管轄区域内の少なくとも1つの商業施設に対し、次の取組を実施
 - （ア）災害防止を目的とする集合説明会の開催
 - （イ）施設バックヤードに、転倒災害防止等に係るポスター等の掲示を依頼

イ 多店舗展開企業に対する取組（局）

- ◆ 大阪府内に本社機能を有する飲食店の多店舗展開企業に対し、次の取組を実施
 - （ア）業界または地域に影響力を持つリーディングカンパニー等を訪問
 - 災害防止の働きかけを文書要請
 - 好事例等の収集と情報発信を要請
 - （イ）災害が多発している多店舗展開企業を招集する連絡会議の開催

ウ 「今日も一日ご安全に！」活動（声による見える化）

- ◆ 作業開始前、「今日も一日ご安全に！」と唱和
- ◆ 安全担当者が職場を巡視する際に「今日も一日ご安全に！」と声掛け

エ 「私の安全活動」（見える化）

- ◆ 作業者が「私の安全活動」を掲示板等に記入

オ その他の取組

- ◆ 経営指導員（商工会議所・商工会）への啓発
- ◆ 社会保険労務士会を通じた事業場への周知・啓発
- ◆ 基礎的な安全管理セミナーの開催
- ◆ 災害発生事業場全数に対し再発防止対策書の提出を要請
- ◆ 労働災害防止に係る好事例の収集と活用

従前の取組も継続する

- ・小売業： 大規模商業施設管理企業・各店舗などの担当責任者への集団指導を実施
- ・社会福祉施設： 大阪府・府内市町村と連携を密にし、局署において繰り返し集団指導を実施
- ・飲食店： 労働災害発生店舗の本社機構等に個別指導を実施。業界団体等に対して、労働災害防止に係る要請等を実施

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の展開

◆ ゼロ災・大阪「安全見える化運動」推進大会の開催

- 平成28年7月1日 ● 570人 参加
- エル・おおさか(大阪府立労働センター)エル・シアターにて開催



◆ 転倒災害防止対策事例集<第三次産業>

- 小売業・社会福祉施設・飲食店で発生した転倒災害について、「安全の見える化」などの対策を具体的に示した事例集を作成・普及促進

◆ 命綱GO活動(いのちつなごうかつどう)

- 建設業での墜落・転落災害の防止を図るため、安全帯の使用・点検を柱とした「命綱GO活動」をゼロ災・大阪「安全見える化運動」の一環として展開
- 今年度3年目を迎え、現場への調査の結果、82%が「命綱GO活動」を認知



◆ 「安全の見える化」事例集

- 監督署・災防団体による収集事例約800から選考した84の好事例を1冊にまとめた「安全の見える化」事例集を作成・普及促進



◆ ゼロ災ロゴマーク

- 「ゼロ災・〇〇(府県)」のロゴマークを近畿ブロック各労働局で共有し、広域にわたる広報活動に活用



◆ パネル展示

- 「安全の見える化」事例パネルを大阪中央労働総合会館(大阪中央署)の1階で常設展示
- 全国建設業労働災害防止大会(平成27年)において、新たに収集した建設業の30の好事例をパネル展示



メンタルヘルス対策の推進

◆ ストレスチェック制度を踏まえた メンタルヘルス対策推進通達の概要

- さらなる積極的な周知の展開
 - ◆**窓口での直接指導**(実施状況の確認、文書による勧奨)
 - ◆**ストレスチェック制度セミナー(実践編)**の実施等
- 効果的な指導の実施
 - ◆50人以上の事業場(未実施の場合の文書指導)
 - ◆50人未満の事業場(助成金等の情報提供)
- 未実施事業場の把握と指導
 - ◆未報告事業場への文書指導、自主点検結果の報告等
- 事例の収集
 - ◆実施事例の収集および**実施事例集の作成**等

◆ ストレスチェックの実施状況に関する アンケート調査の実施

- 既にストレスチェックを実施した事業場を対象に実施
 - ◆対象事業場数 208事業場 ・ 回答事業場数 173事業場
- 結果の概要
 - ①ストレスチェックの受検対象者に対する
受検者数の割合が73.6%
 - ②高ストレス判定を受けた者のうち、医師による
面接指導を申し出た者の割合が2.3%
 - ③ストレスチェック制度を効果的に運用するためには、
「労働者の理解を得る」ことが重要
 - ④メンタルヘルスケアの関心が高まり
メンタルヘルスケア対策の取組が前進した

◆ ストレスチェック制度(平成27年12月1日施行) の周知の徹底

- 「**ストレスチェック制度セミナー(導入編)**」
 - ◆平成28年9月5・6・8日 計 168人参加
 - 施行後1年以内に実施の義務の周知
 - ◆昨年度、労働者数50人以上の事業場(約10,000事業場)へ
説明会の案内、リーフレットを発送
 - 局署で33回開催 約 3,500人参加

＜大阪産業保健総合支援センターとの共催＞
「**メンタルヘルス対策セミナー**」 … 4回開催、136人参加
「**心の健康問題により休業した労働者の職場復帰
支援のための研修会**」 … 4回開催、127人参加

◆ 「大阪・職場の健康づくりフォーラム」における周知

- 平成28年10月4日
- 400人参加
- ドーンセンターにて開催



化学物質による健康障害防止対策の推進

◆ 化学物質のリスクアセスメントの義務化（平成28年6月1日施行・640物質）

- 改正内容の周知（説明会の開催）
 - ◆ 平成28年1月18・19・25日、8月 3・4・9日（計600人参加）
- 【ラベルでアクション】運動の展開
 - ◆ GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施
- 取扱い事業場への指導
 - ◆ 安全衛生水準に応じた指導（指導票の交付、助言等）

◆ 健康障害防止措置が必要とされた物質の取扱事業場への指導

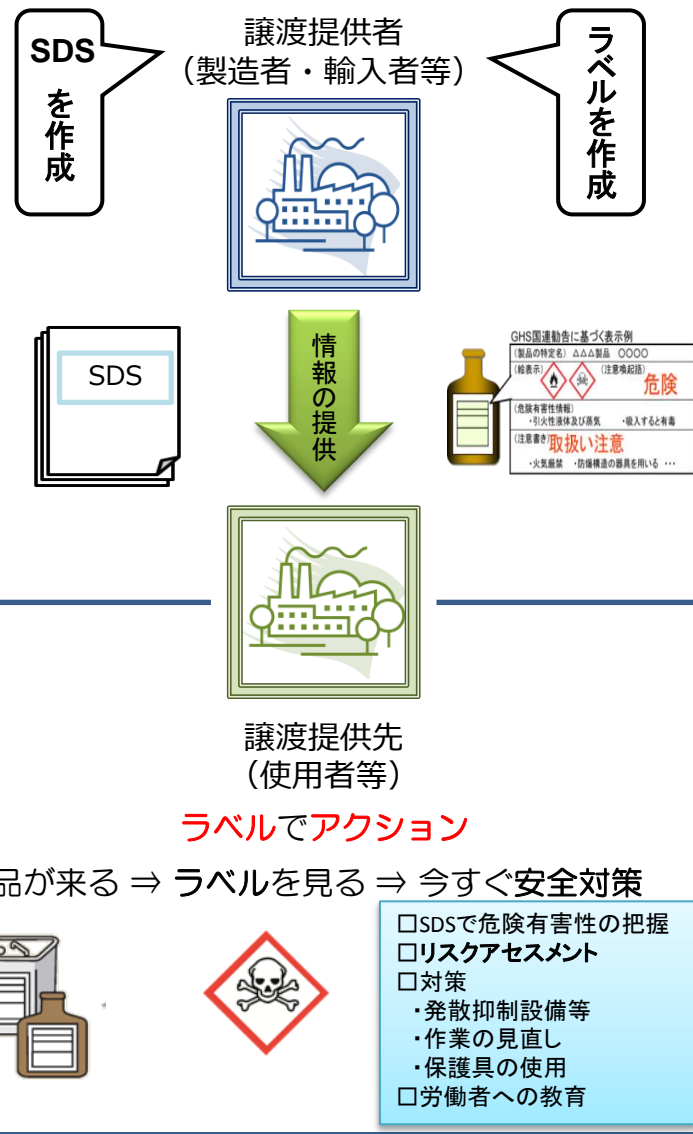
- オルトートルイジンによる健康障害防止対策
 - ◆ 取扱い事業場への個別指導の実施
局所排気装置の設置、保護具の着用、膀胱がんに関する健診の受診勧奨
 - ◆ 経皮ばく露の防止対策の徹底
- 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)による健康障害防止対策
 - ◆ MOCAの取扱いの有無及び取扱い事業場における健康障害防止の措置状況等について自主点検の実施。
 - ◆ 全ての取扱い事業場への監督指導、個別指導の実施

◆ 化学物質製造事業者等への指導

- 容器へのラベルの表示、SDS（安全データシート）の確実な交付
- 発がん性のそののある化学物質に係る健康障害防止対策の徹底

◆ 石綿（アスベスト）による健康障害予防対策

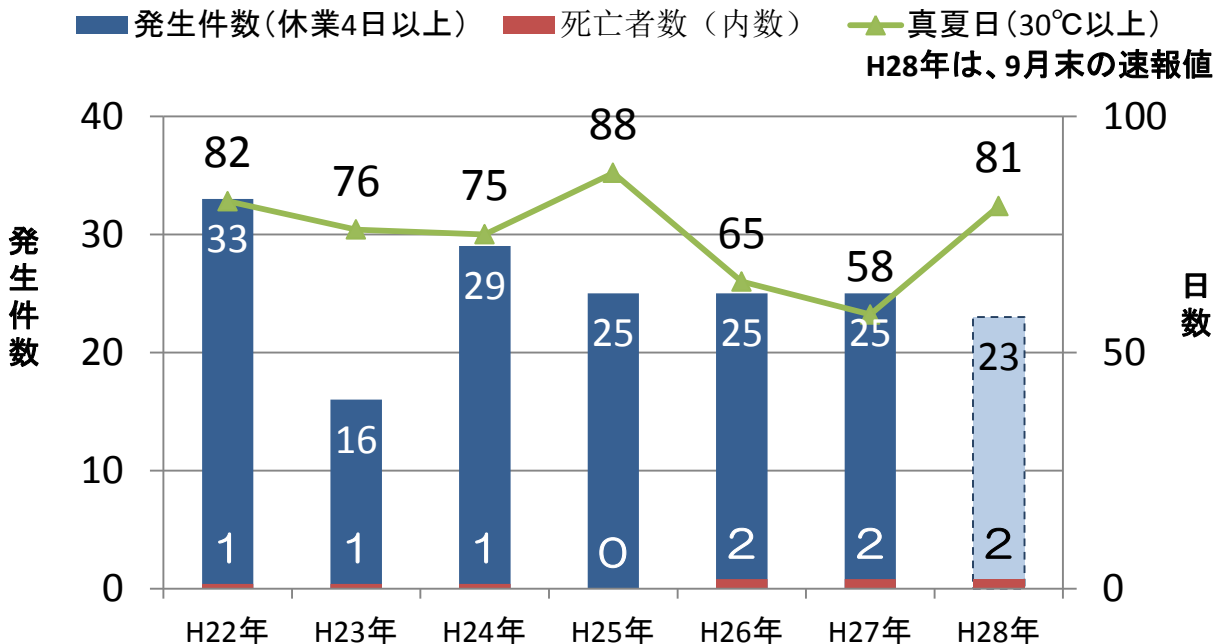
- 自治体との連携
- 工事業者や建築物所有者に対する指導の徹底



熱中症予防対策の推進

- ◆ 熱中症は、早い時期から取組む必要性を周知
 - 作業員本人への自覚を促す取組
 - 建設現場の警備員への配慮を指導

熱中症の発生件数と真夏日の日数（大阪市）



- ◆ 熱中症予防対策セミナーの開催
 - 大阪産業保健総合支援センターと共催
 - ◆ 平成28年5月12・16・31日、6月3日 出席者174人

ん～体調悪いなあ (-.-;)
でも、仕事が遅れるし…

なにい! (>_<)
我慢せずに、
すぐ上司に報告するんじゃ!

熱中症を防ごう!
熱中症は、誰でも発症する可能性があります。「自分は大丈夫」と過信しないことが大切です。

- 作業前には健康状態を確認しましょう。
- 暑熱対策を講じて、こまめに水分・塩分を摂りましょう。
- 休憩時間、涼しい場所で休息を取りましょう。
- 作業時間短縮のため、作業計画を立てましょう。
- 暑熱対策に合わせた作業環境を整えましょう。

※少しでも体調不良を感じたときは、我慢せずに上司に報告してください。遅やかに対応します。

現場代理人
工事現場長
(必ずお読みください)

現場代理人
工事現場長
(必ずお読みください)

現場の安全衛生に対する方針を、協力会社やガードマンを問わずすべての作業員に宣導しましょう。

大阪労働局・労働基準監督署 <http://osaka-roudoukyoku.jstse.go.jp/> 28-04

「熱中症は他人事、自分は大丈夫」という過信の払拭のため、また、「体調不良を言い出しやすい」職場環境を目指して、新たにポスターを作成しました。

【最低賃金制度の適切な運営】

大阪府の最低賃金一覧

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	883円	平成28年10月1日
塗料製造業	912円	平成28年11月4日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	894円	平成28年11月24日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	885円	平成28年11月30日
鉄鋼業	908円	平成28年11月30日
自動車・同附属品製造業	892円	平成28年11月30日
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	885円	平成28年11月30日
自動車小売業	884円	平成28年11月30日

※ 各種商品小売業最低賃金は平成26年9月28日をもって廃止されました。

最低賃金広報の取組

大阪府最低賃金の周知

- 大阪府、府下各自治体、使用者団体、労働者団体等に対して広報誌への掲載、ポスターの掲示、各種リーフレットの配架など周知依頼
- 大学等教育機関、男女共同参画施設、鉄道各社へのポスター掲示を依頼
- 新聞、テレビなどマスコミに対する積極的な働きかけ
- 「働き方改革に係る包括連携協定」に基づき、大阪信用金庫へ周知依頼

中小企業支援事業の周知

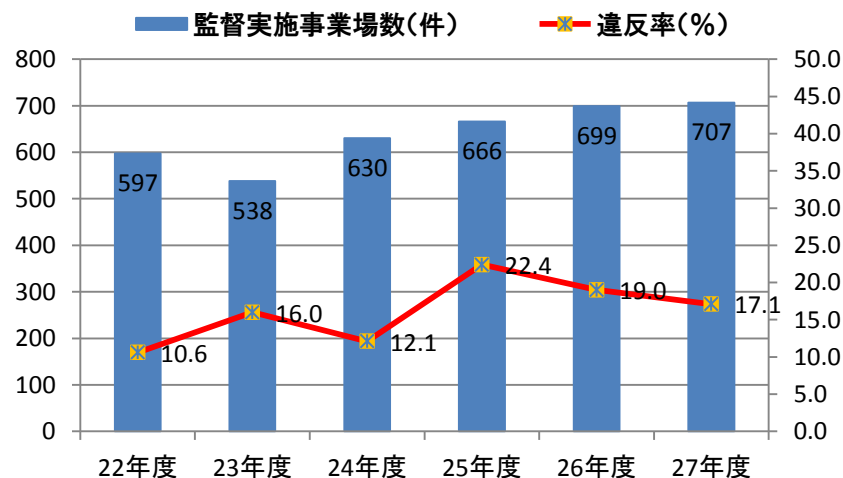
- 「拡充された業務改善助成金」等について、局幹部が関西経済連合会、大阪府中小企業団体中央会など主要団体に直接出向いて周知依頼するほか、生活衛生同業組合等に対して周知依頼

- 大阪版最低賃金リーフレットに中小企業支援事業制度の案内を掲載

その他の取組

- 大阪府、大阪市、堺市に局幹部が出向くなど、自治体に対して行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時の特段の配慮等について要請を実施

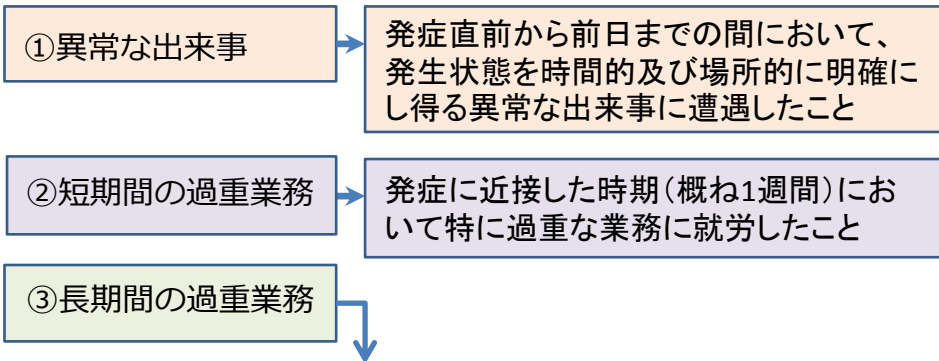
最低賃金主眼監督 監督件数及び違反率の推移



1 脳・心臓疾患の労災補償

労災認定要件

業務による明らかな過重負荷(①~③)を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱われます。



発症前の長期間(概ね6か月間)にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと
 ※発症前1か月間に概ね**100時間**又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり概ね**80時間**を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる

補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H25	H26	H27	H25	H26	H27
件数 全体	請求	784	763	795	92	83	86
	決定	683	637	671	84	72	76
	支給	306	277	251	31	24	20
うち 死亡	請求	283	242	283	31	15	29
	決定	290	245	246	37	17	20
	支給	133	121	96	16	8	3

2 精神障害の労災補償

労災認定要件

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前概ね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること(※)
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

(※)発病前概ね6か月間に起きた業務による出来事(パワハラ、退職強要等)について、その心理的負荷の強度が「強」と評価される場合。

長時間労働がある場合の評価方法

長時間労働に従事することも精神障害発病の原因となり得ることから、長時間労働を次の3通りの視点から評価し、以下の①~③については、心理的負荷の強度が「強」と評価されます。

- ①「特別な出来事」としての「極度の長時間労働」
 - ・発病直前の1か月間に概ね**160時間**以上の時間外労働
 - ・発病直前の3週間に概ね**120時間**以上の時間外労働
- ②「出来事」としての長時間労働
 - ・発病直前の2か月間連続して1月当たり概ね**120時間**以上の時間外労働
 - ・発病直前の3か月間連続して1月当たり概ね**100時間**以上の時間外労働
- ③他の出来事と関連した長時間労働
 - 出来事が発生した前や後、もしくは前後に恒常的な長時間労働(月**100時間**程度)

補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H25	H26	H27	H25	H26	H27
件数 全体	請求	1,409	1,456	1,515	153	137	146
	決定	1,193	1,307	1,306	146	140	139
	支給	436	497	472	44	40	39
うち 自殺	請求	177	213	199	27	8	15
	決定	157	210	205	20	19	14
	支給	63	99	93	6	7	4

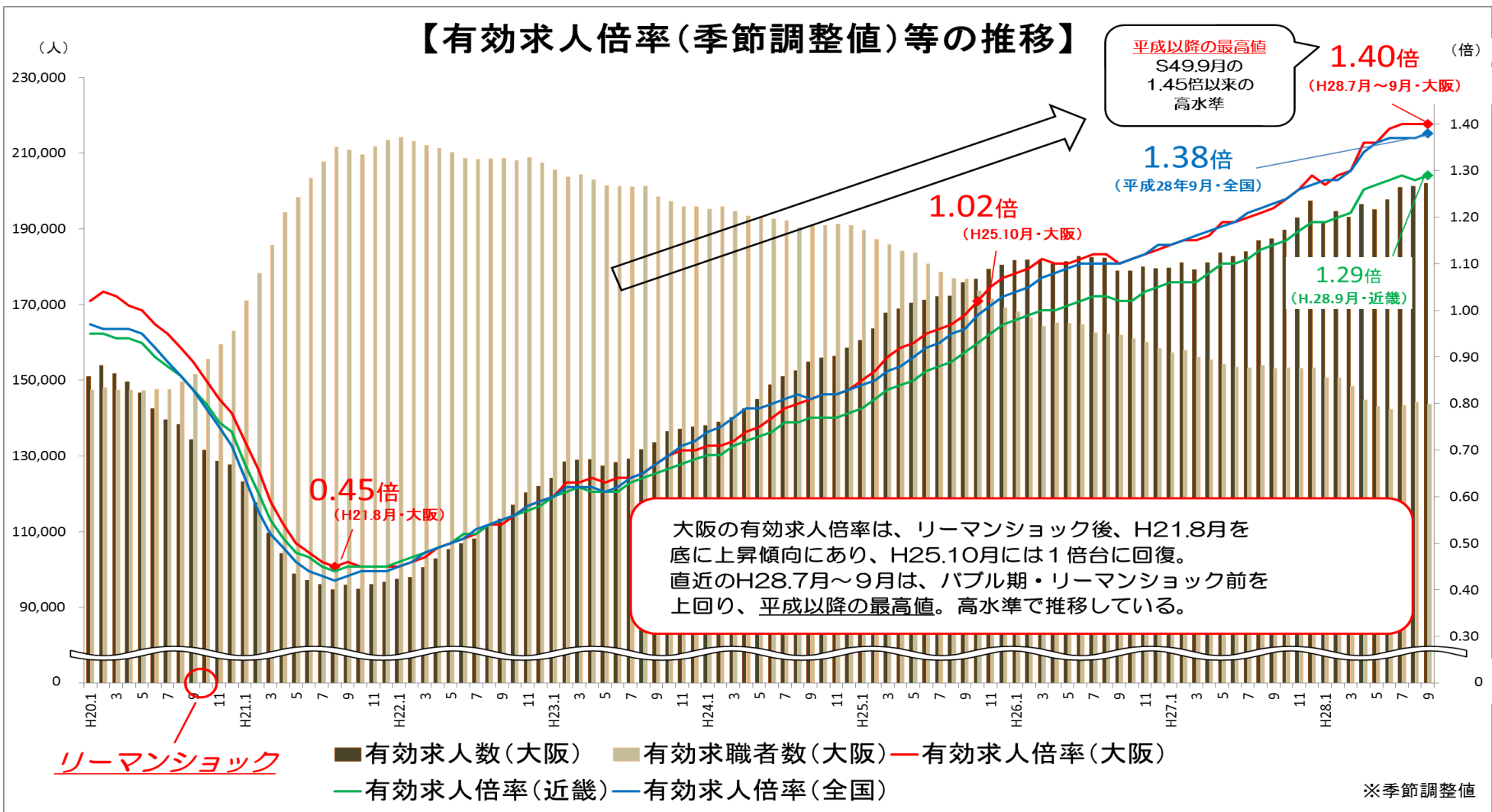
[決定]: 当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。 [支給]: 決定件数のうち「業務上」と認定した件数。

【1. 雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

職業安定の分野

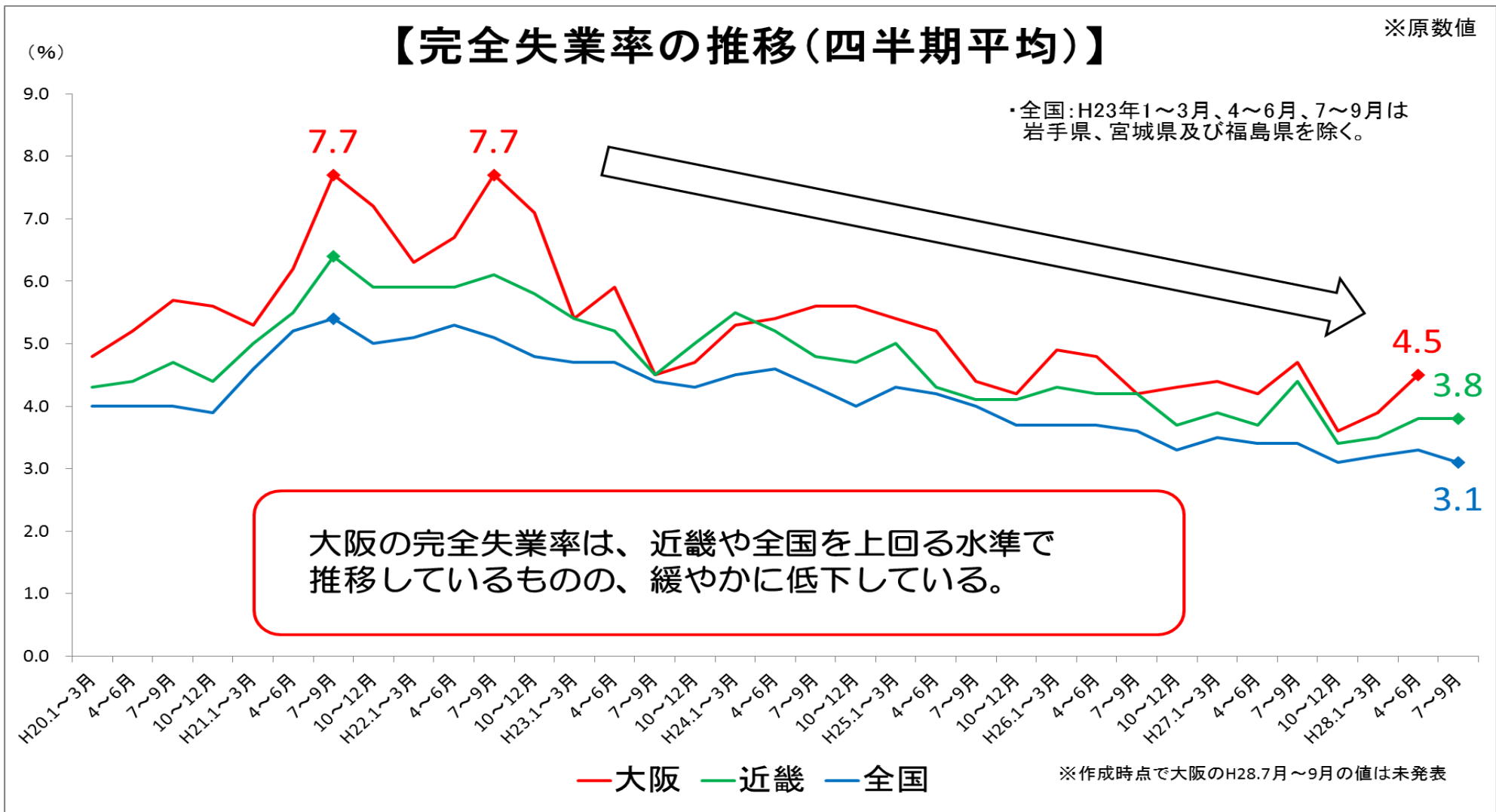
【【大阪の雇用・失業情勢】】

【有効求人倍率(季節調整値)等の推移】



【1. 雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

【大阪の雇用・失業情勢】



【1. 雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

【正社員就職に向けた取組】

○ 人材不足分野における正社員就職に向けた取組み



〔潜在求職者の掘り起こしに向けた取組〕
窓口での仕事内容の説明、未経験者向けのセミナーや施設見学会等実施。

－ 介護分野 －

〔就職面接会〕(大阪東・阿倍野所共催)
求職者ニーズの高い「日勤のみ」を募集する介護職の就職面接会を実施。
・参加事業所数9社、参加者数47名
就職者数10名

◆介護・保育施設見学会＋面接会 (ハローワーク阿倍野)

	H27年度(通年)	H28年度(上半期)
実施回数	37	11
参加者数	90	43
就職者数	60	21
就職率	66.7%	48.8%

※H28上半期において、施設見学会を10回実施。参加者数98名。

※実際の職場見学を通し、特に経験の少ない方やブランクのある方の不安の軽減を通して、マッチングの向上を図る。

－ 保育分野 －

〔大阪市内保育士就職面接会〕
H28.6.26(日)
労働局・市内ハローワーク共催
・参加事業所数16社、参加者数25名、
就職者数6名

〔保育の仕事チャレンジセミナー〕(枚方所) 地方自治体・保育士・保育所支援センターと連携し、保育士の仕事の説明や体験などをパッケージ化したセミナーを実施。
・参加者数29名

○ フリーターに対する正社員就職支援の取組み

◆「大阪わかものハローワーク」「あべの・わかものハローワーク」、2ヶ所のわかものハローワークと各ハローワークの「わかもの支援窓口」において、担当者制による個別支援を中心としたフリーターに対する就職支援を実施。

正社員に結びついたフリーター等の就職件数
(平成28年8月末現在)

目標：19,005件
実績：9,622件
進捗率：50.6%



〔あべの・わかものハローワーク〕

◆ 就職面接会等各種イベントの実施

フレッシュ☆就職フェア2016

平成28年8月30日(火)
大阪労働局主催

参加企業数：78社
参加者数：351名
就職者数：15名

【2. 地方自治体との連携による就職支援】

【雇用対策協定の取組】

<吹田市との取組>

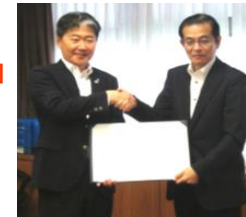
平成28年5月16日 吹田市と「吹田市雇用対策協定」締結！

【内容】「**大学生をはじめとする若者及び子育て女性等の就職促進**」及び「**保育をはじめとする福祉分野の人材不足状態の解消**」を図るため、雇用対策協定を締結。

<柏原市との取組>

平成28年5月31日 柏原市及び柏原市商工会と「柏原市雇用対策協定」締結！

【内容】**少子高齢化、人口減少問題が喫緊の課題となっている柏原市と、若年者、女性、障害者及び高齢者をパッケージ化して雇用対策を推進することで、雇用を創出して定住化促進、人口増加を図るため、雇用対策協定を締結。**



「吹田市雇用対策協定」
締結式の様子



「柏原市雇用対策協定」
締結式の様子

～その他の地方自治体との締結状況～

- <堺市との取組> 平成26年4月より、堺市、株式会社高島屋、株式会社ポーネルドの3者が実施しているキッズサポートセンターさかい事業と堺マザーズハローワークが連携。
- <大阪府との取組> 平成27年3月、大阪府及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と公的職業訓練、就業支援等の一体的な実施に関する協定を締結。
職業訓練機関と就業支援機関の連携による積極的な就職支援や国と大阪府の一体的な広報・ガイダンス等の実施。
- <東大阪市との取組> 平成27年8月、東大阪市及び東大阪商工会議所と「モノづくりのまち東大阪雇用対策協定」締結。
若年者等の就業促進及び市内のモノづくり企業等の人材確保支援を実施。
- <高槻市との取組> 平成28年2月、子育て女性を中心とした就職支援を必要とする方等の就職促進及び高槻市内企業等での活躍推進のため、「高槻市雇用対策協定」を締結。
協定締結を機会に、高槻市にマザーズコーナーを新たに開設。
また併せて、高槻市とハローワーク茨木が共同運営する高槻市地域職業相談室「ワークサポートたかつき」をリニューアル。

【一体的実施の取組】

- 大阪府、大阪市、堺市と5拠点で実施
- ハローワークコーナーによる紹介就職件数（生活保護常設窓口を除く）
平成28年9月末現在 1,077件（前年同期比 3.2%増）

地下鉄駅前の利便性の高い場所に移転

【平成28年度 移転施設】

しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナー

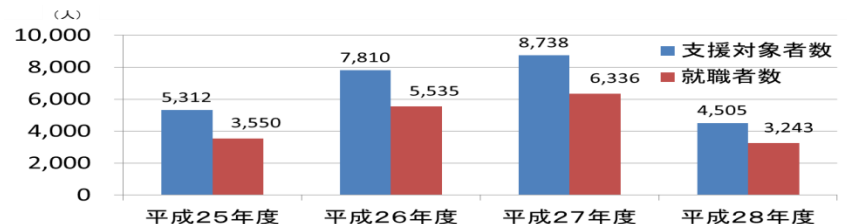
- 移転日 平成28年9月20日
- 場所 大阪市平野区役所1F



※「しごと情報ひろばクレオ大阪西 梅田ハローワークコーナー」（大阪市此花区）を大阪市内の行政区で最も人口の多い平野区（約20万人）へ移転することで、利用者の利便性を向上。

【生活保護受給者等に対する就労支援】

- 地方自治体との連携により生活保護受給者等に対する常設の職業相談窓口を自治体福祉事務所に設置
⇒計19箇所（H25年度：10箇所、H26年度：4箇所、H27年度：4箇所、H28年度：1箇所）
- 支援対象者数・就職者数ともに増加を維持
⇒過去最高の支援実績となったH27年度を上回るペースで推移
・H28年度（9月末現在）
生活保護受給者等就労自立促進事業
就職者数：3,243人
（前年同期比 8.3%増）



【3. 若年者・女性等に対する雇用対策の推進】

職業安定の分野

【若年者の雇用対策】

○H29年3月卒業予定者の就職内定率

新規高卒者(9月末現在)《大阪》60.9%(前年同期差3.3ポイント増)

【参考】H28年3月卒業者 確定就職内定率100.0%(H28年6月時点)

○大阪新卒応援ハローワーク

H28年度 企業説明会・面接会実績(9月末現在)
 ●実施回数 286回 ●面接者数 3,231人



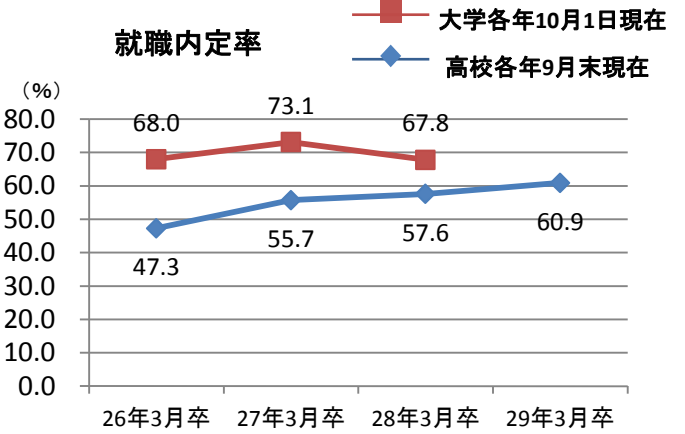
【大阪新卒応援ハローワーク】

○ジョブサポーターの支援による正社員就職決定数(平成28年9月末現在)

目標:14,984人 実績:8,184人 進捗率:54.6%(中・高卒:2,584人、大卒等:5,600人)

○ユースエール認定企業【大阪局】 認定:4社(平成28年10月27日現在)

若者応援宣言企業【大阪局】 目標:700社 実績:412社(進捗率 58.9%) (平成28年10月27日現在)



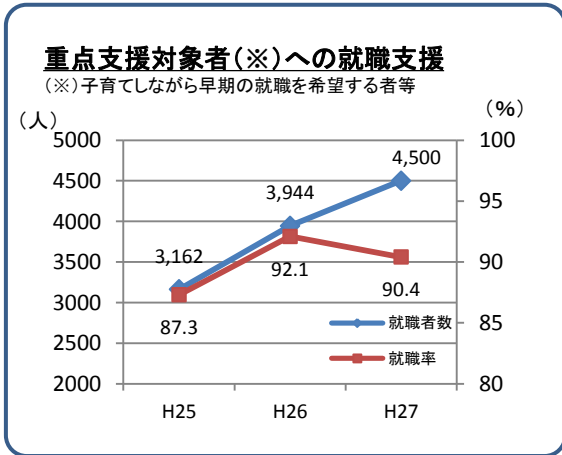
【女性の雇用対策】

○ マザーズハローワーク事業の推進

- マザーズハローワーク〔難波・堺〕
- マザーズコーナー〔梅田、布施、千里、泉大津、枚方、高槻〕



【ハローワーク梅田マザーズコーナー(H28.4設置)】



○ 女性活躍応援コーナーの設置

ハローワークプラザ難波内に「女性活躍応援コーナー」を設置(H28.1.12)

- 【支援サービス内容】
- ・女性のキャリアステージにおける様々な課題に対応したきめ細やかな就職支援
 - ・女性専門家(弁護士、社会保険労務士、臨床心理士)による女性のための相談
 - ・女性のニーズに応える多彩なセミナーの実施 等



【窓口での相談の様子】



【「がんばる女子！なんば応援WEEK！」なんばマルイとコラボとしたセミナーの様子】

【 4 . 障害者・高年齢者雇用対策の推進】

【障害者の雇用対策】

○ハローワークにおける障害者の就職件数について
 平成28年9月末現在 3,965件(前年同期比:8.5%増)

【障害者就職面接会の開催】

10月6日(木) 参加者数:716名



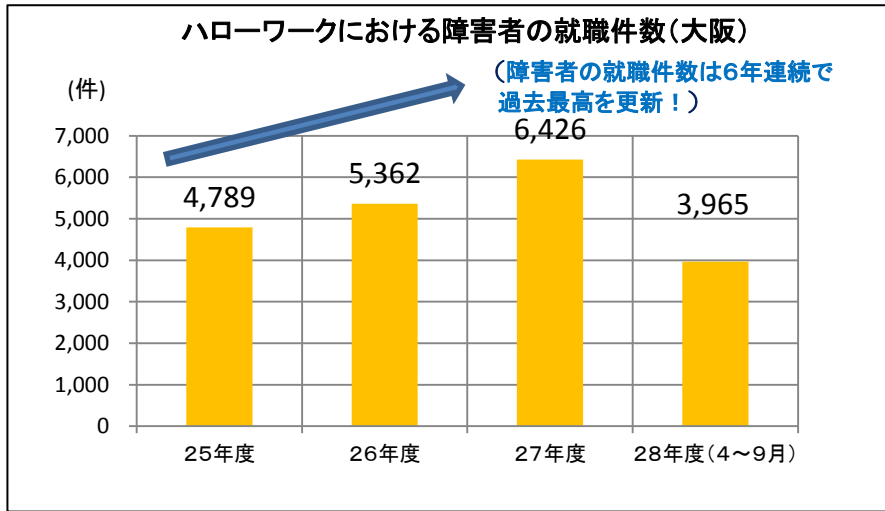
○障害者差別禁止と合理的配慮の提供義務化にかかるとる取組みについて
 平成28年4月から施行された障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務化にかかるとる周知・啓発に努めている。

【障害者雇用促進セミナーの開催】

9月8日(木) 参加者数:64名



【障害者面接会の様子】



【高年齢者の雇用対策】

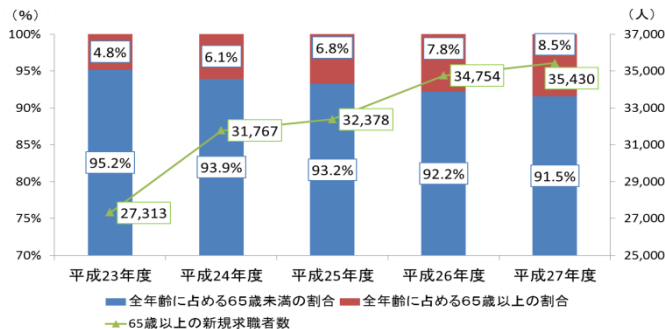
生涯現役支援窓口の設置

65歳以上への再就職支援の強化

○ハローワーク大阪東・ハローワーク梅田に設置しているシニアコーナーを生涯現役支援窓口とし、これまでの取組に加え、特に65歳以上への再就職支援を強化

65歳以上の求職者は増加傾向

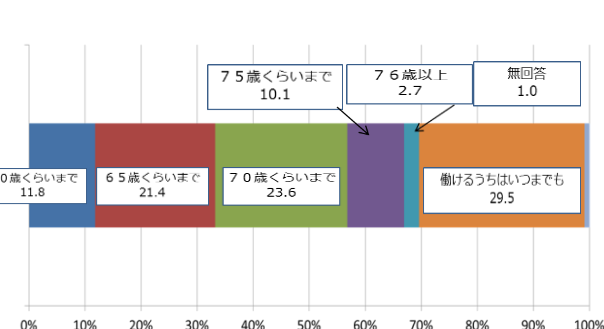
平成23年度⇒平成27年度 29.7%増加
 (全年齢 平成23年度⇒平成27年度 26.4%減少)



高年齢者の高い就業意欲

『65歳を超えても働きたい』という高齢者が約7割

資料出所: 内閣府「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013)
 (注) 60歳以上の男女を対象とした調査(n=1,999)



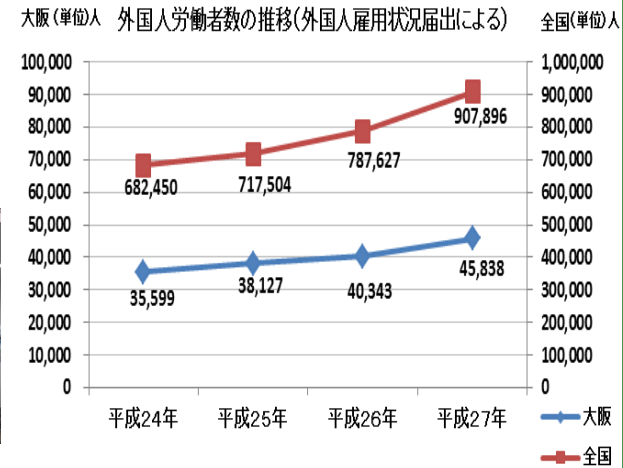
【5. 外国人雇用対策の推進】

職業安定の分野

- 外国人求職者の専門相談員及び通訳を配置し、適格な職業紹介、職業指導等の推進を図る。
 - ・大阪外国人雇用サービスセンター 新規求職 3,200件(前年同期比1.5%増) (9月末現在)
就職件数 522件(前年同期比8.8%増) (9月末現在)
- 大阪外国人雇用サービスセンターを中心に、「専門的・技術的分野」での外国人労働者の就業促進を図るとともに、大阪新卒応援ハローワークと連携し留学生の国内就職促進のため留学生ビジネスインターンシップや留学生就職面接会の開催など効果的な支援を実施。
 - ・「外国人留学生就職面接会2016」平成28年11月16日開催 (OMMビル2階展示ホールA)
参加企業 41社
 - ・「外国人留学生就職面接会2015」平成27年11月18日開催 (OMMビル2階展示ホールA)
参加企業 40社 参加留学生 381人 内定者数48名
 - ・留学生ビジネスインターンシップ H28年(夏期) 受入企業 28社 参加学生51人
- 外国人労働者の適正な受け入れ推進、不法就労防止についての周知啓発及び外国人雇用状況届出制度の周知徹底を図り、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施。
 - ・「外国人労働者雇用啓発セミナー」平成28年6月16日開催 (ドーンセンター) 参加者 417人
 - ・外国人雇用事業主訪問指導 年間目標数 900件 実績(9月末) 422件(達成率46.9%)



【外国人留学生就職面接会2015の様子】



【6. 求職者支援制度の的確な推進】

- 雇用保険を受給できない求職者等に対し、新たな職業能力や技術を身につけるための求職者支援訓練を実施
- 一定の要件を満たす方には、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給
- 受講者ごとに就職支援計画を作成、個別支援の実施等により、求職者の早期の就職を支援
- 本年4月より、わかものハローワーク及びマザーズハローワークに職業訓練相談窓口を設置し、若者、子育て女性等に対する支援を強化

【訓練コース】

【実施状況】

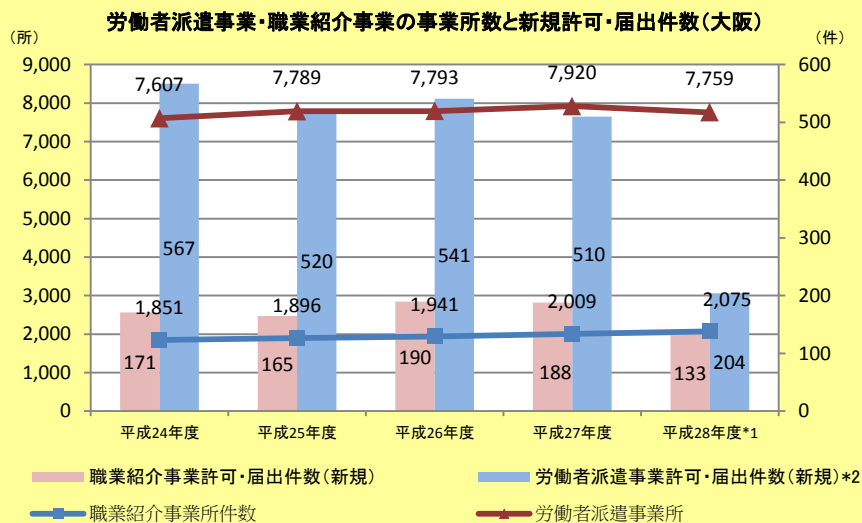
- ・「基礎コース」
社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与する訓練
- ・「実践コース」
就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する訓練

	コース数		受講者数			就職率			
	基礎	実践	基礎	実践	基礎	実践	基礎	実践	
平成24年度	924	200	724	14,394	3,467	10,927	83.5%	88.6%	81.9%
平成25年度	783	187	596	11,658	3,139	8,519	88.5%	89.2%	88.2%
平成26年度	604	147	457	8,685	2,274	6,411	57.2%	56.8%	57.4%
平成27年度	502	127	375	6,616	1,541	5,075	60.0%	55.2%	61.5%

※平成26年度以降の就職率は、雇用保険適用就職率で算定
 ※平成27年度の就職率は、平成27年12月末までに終了したコースの状況

労働者派遣事業等の適正な運営の確保

ア 許可申請・届出事業者及び派遣労働者への法制度の周知徹底



*1 平成28年度は、平成28年9月末現在の数値である
*2 平成27年9月法改正により届出制が廃止されすべて許可制となる

- 許可申請・届出受理後説明会(4月～9月)
労働者派遣事業 12回 268事業所
(前年同期 18回 371事業所)
職業紹介事業 12回 247事業所
(前年同期 12回 164事業所)

- 労働者派遣セミナー(4月～9月)
7回 141人(前年同期 2回 25人)

- 業界団体等への講師派遣状況(4月～9月)
4団体 4回 487人(前年同期 4団体 4回 213人)

イ 許可申請・届出に対する適切な調査確認

- 新規事業説明会(4～9月)
労働者派遣事業 6回 76人(前年同期 5回 40人)
職業紹介事業 6回 50人(前年同期 5回 33人)

ウ 労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

●指導監督の状況

		平成28年度(4月～9月)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)		70件	76件
労働者派遣事業 (個別指導)	派遣元	317件	234件
	派遣先	21件	23件
請負関係事業(個別指導)		53件	62件

- 集団指導(許可申請・届出受理後説明会)の実績については、左記アに掲載。
- 行政処分の実績(次ページに掲載)

エ 派遣労働者に対する積極的な支援等

- 派遣労働者からの苦情・相談(4～9月) * 四半期毎に集計
318件(前年同期338件)

※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

労働者派遣事業等の適正な運営の確保

平成28年度大阪労働局需給調整事業部 行政処分一覧表(平成28年9月末現在)

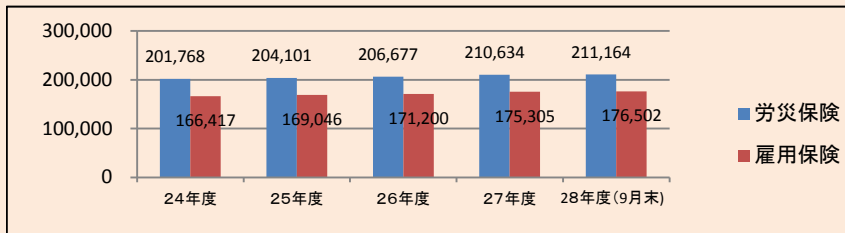
	処分日	処分内容	処分理由	備考
労働者派遣事業主 A社	平成28年9月23日	労働者派遣事業改善命令	<p>次の①から③の法違反を行っていることが明らかになったため。</p> <p>①派遣先の事業所、その他派遣就業の場所の業務について、派遣先から派遣期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結したこと。</p> <p>②労働者派遣をしようとするときに、少なくとも3名の派遣労働者に対し、就業条件の法定の事項を書面交付等の方法により明示していないこと。</p> <p>③労働者派遣をするに際し、少なくとも3名の派遣労働者について、法定の事項を派遣元管理台帳に記載していないこと。</p>	当該事業主へは、平成27年6月10日に労働者派遣を点検するよう是正指導を行ったが、同じ態様の法違反を繰り返していたため、平成28年3月23日に再度の是正・点検を行うよう文書指導を行った。その後、是正、点検が完了した旨の報告を受け、平成28年6月20日に是正状況の確認調査を行ったところ左記の法違反が明らかになった。

【労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況】

労働保険未手続事業一掃対策の推進

平成28年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

● 労働保険適用事業場数の推移(大阪)



● 対策の取組実績

	平成28年度 (28年9月末)	平成27年度 (27年9月末)	平成27年度
手続指導による 自主成立	592件	503件	1,004件
職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	7件	9件	36件 (全国第1位)

労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実効ある滞納整理を実施

● 年度別労働保険料収納率(大阪)

収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合です。

	平成28年度 (28年9月末)	平成27年度	平成26年度
徴収決定額	2,364億円	2,688億円	2,627億円
収納額	992億円	2,652億円	2,584億円
収納率 ()は全国	41.96 % (42.38 %)	98.67 % (98.54 %)	98.36 % (98.31 %)

(参考)	平成28年9月	平成27年9月	平成26年9月
徴収決定額	2,364億円	2,665億円	2,602億円
収納額	992億円	1,107億円	1,055億円
収納率 ()は全国	41.96 % (42.38 %)	41.54 % (41.80 %)	40.55 % (41.37 %)

● 実効ある滞納整理の実施

複数年にわたり滞納を繰り返している事業主や多額の労働保険料を滞納している事業主等に対しては差押を実施しています。

	平成28年度 (28年9月末)	平成27年度	平成26年度
差押状況	244件	421件 (全国第1位)	444件 (全国第1位)

(参考)	平成28年9月	平成27年9月	平成26年9月
差押状況	244件	188件	212件